

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義、所得税:外
		② 上記以外の税目	
3	内容	<p>《制度の概要》</p> <p>半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が策定する産業振興促進計画を主務大臣(総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣)が認定した地区における、法人又は個人に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度(5年間、割増償却額:機械・装置は普通償却額の32%、建物・附属設備、構築物は普通償却限度額の48%)の適用期限を2年延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半島振興法第9条の2、第16条 ・租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27 ・租税特別措置法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56 	
4	担当部局	自治行政局地域自立応援課地域振興室	
5	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期:平成30年8月</p> <p>分析対象期間:平成27年度～32年度</p>	
6	創設年度及び改正経緯	<p>昭和61年度 創設(機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超)</p> <p>昭和63年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成2年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成4年度 適用期間の2年延長(1,900万円超)</p> <p>平成6年度 適用期間の1年延長</p> <p style="padding-left: 40px;">(機械等 14/100 建物等 7/100 2,100万円超)</p> <p>平成7年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成9年度 適用期限の2年延長(2,300万円超)</p> <p>平成10年度 特別償却率引下げ(機械等 14/100→13/100)</p> <p>平成11年度 適用期限の2年延長(機械等 12/100 建物等 6/100)</p> <p>平成13年度 適用期限の2年延長(機械等 12/100→11/100)</p> <p>平成15年度 適用期限の2年延長(2,500万円超)</p> <p>平成17年度 適用期限の2年延長(機械等 11/100→10/100)</p> <p style="padding-left: 40px;">旅館業の追加(半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区:建物等 7/100)</p> <p>平成19年度 適用期限の2年延長</p> <p style="padding-left: 40px;">(旅館業:建物等 7/100→6/100 2,000万円超)</p> <p>平成21年度 適用期間の2年延長</p> <p>平成23年度 適用期限の2年延長</p>	

			<p>旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加 平成 25 年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ(2,000 万円超→500 万円以上) 平成 27 年度 適用期限の2年延長 平成 29 年度 適用期限の2年延長</p>
7	適用期間		2年間
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)(抄) (目的) 第1条 この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展に資することを目的とする。</p> <p>(税制上の措置) 第 16 条 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>平成 31 年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成 29 年9月策定)】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を 1.00 未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは 1.00 超)(毎年度)</p> <p>※社会増減率: 社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)を、期間の期首人口で除したもの ※半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指す。その際、過去5ヶ年平均と比べることにより、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させる。</p>

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。</p> <p>また、製造業、情報サービス業等に係る設備投資が促されることで、事業者の競争力が強化され、雇用の増加が期待される。</p> <p>これらを通じ、関連業種に係る半島地域における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進を図る。</p>
9	有効性等	① 適用数	<p>27年度：44件 28年度：65件 29年度：143件 30年度：156件 31年度：153件 32年度：148件</p> <p>※27、28年度は、「租税特別措置法の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値。 ※29年度は、関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した数値。 ※30年度以降は、29年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。 ※適用件数は100件以上で増加傾向にあり、想定外に僅少ではない。 ※算定根拠については別紙参照</p>
		② 適用額	<p>27年度：163百万円 28年度：559百万円 29年度：823百万円 30年度：912百万円 31年度：936百万円 32年度：997百万円</p> <p>※27、28年度は、「租税特別措置法の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値。 ※29年度は、関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した数値。 ※30年度以降は、29年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。 ※事業者の業種については、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。 ※算定根拠については別紙参照</p>
		③ 減収額	<p>27年度：39百万円 28年度：131百万円 29年度：193百万円 30年度：212百万円 31年度：217百万円</p>

			<p>32年度:231百万円</p> <p>※27、28年度は、「租税特別措置法の適用実態調査の結果に関する報告書」をもとに算出した数値。</p> <p>※29年度は、関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した数値。</p> <p>※30年度以降は、29年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。</p> <p>※算定根拠については別紙参照</p>
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>27年度:1.18 28年度:1.04</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>全国的に製造業の立地件数が減少傾向にある中、半島地域における製造業の立地件数については近年安定的に推移している。また、本制度を活用して最新の製造設備を導入することで、新規の顧客開拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模の新規雇用を実現している事業者が複数ある等、投資促進、雇用創出の両面から有効であると考えられる。</p> <p>本制度が延長されない場合、設備導入に伴う半島地域における雇用創出や地域経済の活性化の効果が減少し、条件不利性に伴う若年層の人口流出や地域活力の減少が予想される。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置による減収額 193百万円(29年度)に対し、特例措置対象業者においては25,856百万円の設備投資が行われ、また雇用も創出されているところであり、これらに伴う売上増、所得増による税収増が見込まれ、これらの効果は30年度以降も見込まれることから、税収減を是認する効果はあると考えている。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、半島振興対策実施地域のうち産業振興計画に係る地区として関係大臣が認定する地区における製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等を対象としているものであり、当該産業振興促進計画を策定した市町村の産業振興の方針にも合致するものであるため、対象業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる法人又は個人に限定して適用されるものであり、無差別に特例が適用されることがないことから、必要最小限での確な措置と考えられる。</p> <p>さらに、民間投資を刺激するのみならず、副次的に雇用の創出効果も期待されることから、施策の妥当性は高いと考えられる。</p> <p>半島地域では、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行しており、今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。これを踏まえると、本特例措置を継続して地域資源を有効に活用した小規模事業者等による地域内での経済活動を促進させることにより、半島地域の内発的発展を目指す必要がある。</p>

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		適用期限後も当該措置を延長することが望ましい。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 26 年 8 月(平成 27 年度税制改正要望時)